

八重瀬町における集中改革プランの主要な取組状況

【集中改革プラン及び18年指針の取組状況の公表】

ホームページ:

<http://www.town.yaese.okinawa.jp/yaese/index.php?oid=491&dtype=1000&pid=75>

	集中改革プランにおける取組目標	17年度～19年度の取組実績	20年度以降の見込み・方針等
定員管理の数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ■H17.4.1～H22.4.1における総職員純減目標 純減数：▲23名 純減率：▲9.3% ■職員採用 職員構成バランスも考慮に入れながら退職者の33%以下を採用 ■勤奨退職の促進 職員の新陳代謝を促進し、職員構成の改善と人件費抑制を図るため、職員の勤奨退職を積極的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■H17.4.1～H20.4.1における純減実績 純減数：▲22名 純減率：▲8.9% 進捗率：95.7% (主な減員理由) 退職者の33%以下採用計画を堅持。 H19.4.1に学校指導主事2名から▲1名 H20.4.1に2保育所を民営化(保育士▲7名) ■職員採用の実績 採用者数：6名 (学校指導主事1名・一般行政5名) ■勤奨退職の実績 勤奨退職者：17名 	<ul style="list-style-type: none"> ■集中改革プラン、定員適正化計画により引き続き、退職者の33%以下採用計画を堅持。 ■引き続き、現業職・保育士について退職不補充の方針。 ■勤奨退職の促進については、引き続き積極的に推進。 ■定員管理の見直しについては、現況の変化に応じた見直しを行いながら数値目標の達成に取り組む。
給与の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■勤勉手当導入 期末手当を期末・勤勉手当に分割支給(H19年度) ■通勤手当の見直し 国に準拠(H19年度) ■住居手当の見直し 国に準拠(H19年度) ■時間外勤務手当の見直し ①総額10%削減 ②健康 管理と経費節減のため午後10時以降の時間外勤務の原則禁止(H19年度) ■管理職手当の削減 課長8%→5% 参事5%→2.5%(H19年度) ■特殊勤務手当の見直し 14手当のうち13手当を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ■勤勉手当について、H19年度より分割支給 ■通勤手当について、H17年度(合併時18.1.1)国に準拠 H19年度より支給限度額を見直し (効果額H17:958千円H18:3,308千円H19:4,334千円) ■管理職手当の削減 H17年度:課長6%・参事3% H19年度:課長5%・参事2.5% (効果額H17:2,501千円H18:3,844千円H19:5,985千円) ■特殊勤務手当 H18年度2手当・H19年度11手当を廃止 (効果額H17:186千円H18:744千円H19:2,964千円) ■住居手当 H19年度より支給要件、支給額を国に準拠(新築5年経過後支給0) 	<ul style="list-style-type: none"> ■特殊勤務手当(暴風雨時勤務手当)について廃止も含め検討。
民間委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■東風平社会福祉会館外13施設に指定管理者制度を導入(H18年度) ■北保育所と安里保育所を民営化(H20年度) ■みなみ保育所・あずま保育所の民営化を検討 ■夜間警備の完全民間委託(H19年度) ■町営住宅家賃徴収業務について民間委託を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■東風平社会福祉会館外13施設について、H18年度指定管理者制度を導入。 ■東風平西部地区地域農業活動拠点施設1施設についてH19年度指定管理者制度を導入。 ■北保育所・安里保育所をH20.4.1に民営化。 ■公共施設の夜間警備について、H19年度から完全民間委託。 	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所残り4箇所のあり方について、公立で存続・民営化・廃止を検討。 ■22箇所の農村公園について指定管理者制度の導入を検討。 ■町営住宅家賃徴収業務について、県住宅公社へ指定管理者制度導入も含め検討。
事務事業整理等の再編	<ul style="list-style-type: none"> ■町税前納報奨金の廃止(H17年度) ■高齢者祝い金等支給の見直し(H18年度) ■東風平し尿処理施設を休止し一部事務組合へ加入(H19年度) ■公用車の減車と集中管理(H19年度) ■2箇所の歴史民俗資料館を統合(H20年度) ■行政評価システムの導入(H20年度) ■中央公民館長設置の廃止(H18年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■H17年度より町税前納報奨金を廃止。 ■H18年度に高齢者祝い金支給について見直し。 ■H18年度より身体・知的障害者激励金を廃止。 ■H18年度より中央公民館長を廃止。 ■H20.4.1より公用車をシステムにて一括管理。適正な車両台数を把握し、今後減車していく。 ■H20.4.1に東風平歴史民俗資料館を具志頭歴史民族資料館へ統合。 	<ul style="list-style-type: none"> ■老化化した東風平し尿処理施設を休止し、一部事務組合へ加入する方針。 ■行政評価システムの導入について、H22年度導入に向けて検討。
第3セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道事業特別会計(農漁業集落排水事業特別会計)への繰出金の削減。 経営健全化計画を策定及び推進することにより一般会計からの繰出金を削減(H17年度～H21年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道事業については、供用開始されるH22年度に向け経営健全化計画の策定を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道事業については、農業集落排水・漁業集落排水事業とも現在建設中で、建設に係る町負担分を一般会計から繰出金として支出しています。両事業とも供用開始されるH22年度からは円滑な自主運営ができるよう適正な使用料の設定等、経営健全化計画を策定し、一般会計からの繰出し金を抑制していく方針。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■臨時職員の減員とパート化(H19年度) ■各種団体補助金について全団体5%減額(H19年度～H21年度) ■公共施設使用料の見直し(H18年度) ■未利用財産の売却(H19年度) ■職員人材育成基本方針の策定(H18年度) ■農業委員会委員定数のさらなる減数(H21年度) ■議会議員定数のさらなる減数の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■H19年度より事務補助員について原則パート化を実施。 ■各種団体補助金について、合併前旧町村で同じ目的を持つ各種団体は統合を図り交付基準を見直し。 効果額：H18年度13,400千円・H19年度20,985千円 ■公共施設(体育施設)使用料を合併時に見直し。 効果額：H17年度148千円・H18年度5,040千円 H19年度4,474千円 ■財産の貸付使用料(法定外公共物使用料)についてH17年度より徴収実施(効果額：年額3,800千円) ■未利用財産の売り払いについて、申し出により売却。 効果額：H17年度3,605千円・H18年度8,218千円 H19年度11,890千円 ■職員人材育成基本方針をH20年3月策定4月公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各種団体補助金については、八重瀬町補助金・負担金の適正化方針を策定しH20年度から適用。見直しを行う。 ■未利用財産については、随時売却していく方針。 ■農業委員会委員定数のさらなる減数について、H21年度次期改選に向けて検討していく。 ■議会議員定数のさらなる減数の促進については、議会議員による特別委員会を開催し検討。

※「17～19年度の取組実績」には、平成20年4月1日現在の状況も含む。

八重瀬町における18年指針の取組状況

	18年指針における要請内容	18年指針の取組状況	今後の取組方針等
給与構造改革の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などを内容とする給与構造の見直しを速やかに実施する。 ■ 給与情報等公表システム等を充実し、情報開示を徹底し、住民に対する説明責任を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ H18. 4. 1に国の給与構造改革を踏まえ、給与構造改革を実施し、年功的な給与上昇の抑制。 ■ 給与公表システムにおいて、定員・給与の状況を公表 H19. 3月 平成18年度の状況を公表 H20. 11月 平成19年度の状況を公表 ■ H20. 5月に技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定し公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 勤務実績の給与への反映等を内容とする人事評価制度をH22. 4. 1までに導入する方針。 ■ 今後も、継続して毎年3月に定員・給与の状況を給与情報等公表システムなどで公表していく。また、民間給与、と比較しやすいように住民にわかりやすく公表していく方針。
随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国、県の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治法及び八重瀬町財務規則に基づき、適正に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も、地方自治法及び財務規則に基づき、適正に実施する。 ■ 随意契約については常に点検を行い、見直すべき点がないかについて検証していく。
福利厚生事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福利厚生事業について、点検・見直しを行い、適切に事業を実施し、事業の実施状況を公表する。 ■ 住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について、見直しを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福利厚生事業について、点検見直しを行った結果、親睦旅行への助成、保養施設利用助成をH18. 4. 1に廃止。 事業内容等については「人事行政の運営等の状況の公表」の一環として実施状況等をホームページで公表。 ■ H18年度より町職員互助会等に対する補助等について、定額補助方式から事業清算方式に変更。 ■ H19年度より町職員互助会への補助金廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県市町村互助会への負担金についても、事業内容の点検・見直しを行い、適正に事業を実施する。
市場化テストの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの維持向上及び経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共サービスについては、民間委託や指定管理者制度の導入を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っている。 H18年度14箇所の公共施設に指定管理者制度を導入 H19年度1箇所の公共施設に指定管理者制度を導入 H20. 4. 1に2箇所の公立保育所を民営化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も、民間委託や指定管理者制度を積極的に導入し、サービスの維持向上及び経費の削減を図っていく方針。 ■ 農村公園について、H20年度に指定管理者制度導入予定 ■ 市場化テストについては、民間委託や指定管理者制度の導入における効果額などとの比較を行い、導入するかを含めて今後検討していく。
公会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とする。 ■ 取組が進んでいる団体、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取組が進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表を整備又は4表作成に必要な情報を開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民に公表できるように貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備をH18年度から検討を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ H20年度より4表の整備に着手し、H21年度までに公表を行う方針。
外部監査委員の外部登用大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めること。 ■ 外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査委員については、地方自治法に則り適正に選任しており原則地方公共団体外部の人材を選任している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部監査制度の導入については、導入するかも含めて、今後検討していく。

※「18年指針の取組状況」は、平成20年4月1日までの取組状況。